

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

福井国民年金 事案 296

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、毎月、自宅を訪れるA市の集金人に納付していた。領収書の受渡しについて、明確には覚えていないものの、当時はBを営んでおり、領収書類は税務申告を任せていた税理士に全て確認してもらっていた。

私の夫は、国民年金に加入する意思が無く、せめて私だけでも国民年金に加入して、保険料を納めなくてはとの強い思いで保険料の納付を継続してきたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、8か月と短期間であるとともに、前後の保険料が納付済みとなっている上、申立人は、国民年金手帳記号番号払出時点において、時効消滅とならない期間の保険料を遡って納付（過年度分18か月、現年度分6か月の計24か月）していることがA市の国民年金被保険者名簿により確認できる。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金手帳記号番号払出時点で時効により納付できなかった19か月、及び国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替及び免除申請手続が遅れたことにより免除されなかった2か月を除き、国民年金保険料が納付済み（288か月、第3号被保険者期間を含む。）となっているほか、60歳到達後においても国民年金に任意加入し保険料を納付している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月、自宅を訪問していたA市の集金人に納付していたと主張しているところ、申立期

間当時、同市においては国民年金委員が配置され、月1回、保険料を収納していたことが国民年金事業年報（C県D課発行：平成5年度版）によって確認できる。

加えて、申立人は、「昭和50年代後半に離婚の危機が何度かあり、経済的に自立しなければとの思いで、58年12月にBを開業するとともに、子の将来や自分の老後の生活を考え、59年頃に国民年金の加入手続を行い、その時点で納付可能な保険料は全て納付した。特に申立期間については、長男が平成5年4月からEのF職員になったことから、国民年金保険料を含め公租公課等の納付を怠らないよう注意していた。」と供述しているところ、上記のとおり申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年10月に払い出されており、申立人に係る改製原戸籍を見ると、60年4月*日に協議離婚の届出がなされていることが確認できる上、申立期間当時に申立人の長男が勤務したとするEの「平成5年度同窓会名簿（平成6年3月卒業）」により、その長男がF職員として在籍していることが確認でき、申立人の一連の供述に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月まで

私が 20 歳となった際、父が A 市役所に出向いて国民年金の加入手続を行ったはずであり、申立期間の国民年金保険料については、国民健康保険料と一緒に納付してくれていたと思う。父は既に死亡しており、当時の状況は確認できないが、母は、「支払通知があれば滞ることなく保険料は全て納付している。」と言っており、申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった時に、父親が A 市役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、国民健康保険料と一緒に納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 2 月 7 日に払い出され、申立人が 20 歳に到達した 46 年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の保険料は、過年度分であることから市町村において納付することができず、金融機関等で過年度納付することとなるが、保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人自身は、申立期間の保険料納付に関与しておらず、その母親からも当該納付方法に関する具体的な供述は得られない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直後の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで 12 か月分の保険料を同年 4 月 2 日に納付し、その後は、順次、ほぼ 3 か月ごとに納付したことを示す領収書（計 9 枚）が納

付日順に貼付されているものの、申立期間に係る領収書は無い。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳において、申立期間の保険料が納付された記録は無く、このことはオンライン記録とも一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

加えて、オンラインシステムにより、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A（現在は、B）における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 61 年 3 月 31 日となっており、私の年金記録に 1 か月の空白期間があることが分かった。

私は、当該事業所に、昭和 59 年 8 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで継続して勤務していたので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A（現在は、B）に、昭和 61 年 3 月 31 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、Bが保管する人事記録を見ると、「C職（D）に採用する。任期は1日とする。ただし、任命権者が別段の措置をしない限り昭和 61 年 3 月 30 日まで任用を日日更新し、以後更新しない。」及び「昭和 61 年 3 月 30 日限り退職した。」と記録されていることが確認できる上、その後任用期間が更新された旨の記録は無い。

また、当該事業所は、「申立人は非常勤職員であり、非常勤職員の任用の終期については、文部省大臣官房人事課長通知「非常勤職員の任用およびその他の取扱いについて」（昭和 36 年 3 月 31 日付け 文人任第 54 号）に基づき、年度末は 3 月 30 日を退職日とする取扱いを行っていた。任用期間の更新が有る場合には、人事記録上退職であっても厚生年金保険被保険者記録は継続する取扱いを行っていたが、任用期間の更新が無い場合は、厚生年金保険被保険者資格喪失日を任用期間の末日の翌日である 3 月 31 日と届け出ており、任用期間の末月である 3 月分については、給与

から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚について、当該事業所は、「当該同僚の人事記録を見ると、職種は申立人と同じ非常勤職員（C職）であり、同人の任用期間の末日は昭和 60 年 3 月 30 日であった。」と回答しているところ、オンライン記録を見ると、任用期間の末日の翌日である昭和 60 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人と同じ昭和 59 年度に厚生年金保険被保険者資格を取得している者で、同事業所への照会結果、申立人と同職種である非常勤職員（C職）であることが確認できた者のうち、3 月 31 日に資格喪失している者 9 人全員（申立人及び上記同僚を含む）について、同事業所は、「非常勤職員（C職）としての任用期間の更新は無く、任用期間終了後、引き続き同事業所には勤務していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 552

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から23年8月1日まで
② 昭和23年12月1日から29年8月20日まで

65歳になる頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A社及びB社（現在は、C社）に勤務していた期間が脱退手当金の支給によって精算されていることを知った。

私は、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無く、B社で勤務していた同僚には、私と同じく脱退手当金が支給済みとされているが、請求及び受給した記憶が無いと言っている者も多くいると聞いているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると保険給付欄には、脱退手当金の支給金額、資格期間及び支給年月日が記載されており、当該支給記録はオンライン記録と一致している上、その支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、昭和34年5月23日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、結婚のため当該事業所を退職後、再就職する意思は無かったとしており、申立期間以降、長期間にわたり公的年金制度の加入記録が無いことを考え合わせると、当時、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性の

うち、申立人の健康保険整理番号の前後 150 番以内で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 29 年 8 月 20 日の前後 5 年以内に資格喪失し、当該事業所において 2 年以上の被保険者期間を有する者 69 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、18 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 8 人については同一日に支給決定されていることが確認できる上、このほかにも、3 人の支給決定日が同一日となっている状況が 2 例確認できることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。